



令和 8 年度実施

西尾市任期付職員（弁護士）募集要項

◆ 申込受付期間 令和 8 年 8 月 12 日（水）～ 12 月 21 日（月）

◆ 任 期 令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

西尾市では、多様化する法律問題に対応し、市民サービスのさらなる向上を図るため、弁護士資格を有し、高度な専門的知識を行政分野で発揮できるかたを任期付職員として募集します

採用時期は
相談に応じます

任期は 3 年の予定ですが、最長で令和 14 年 3 月 31 日まで任期を更新する場合があります。

1 職種、採用予定人数、受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
弁護士	1 人	弁護士資格を有し、弁護士名簿に登録されているかたで、かつ申込日時点で弁護士としての実務経験を有すること

< 受験資格に関する注意事項 >

- ① 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及びエントリーシート等の記載事項等に不正があった場合は、合格を取り消す場合があります。
- ② 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 地方公務員法第 16 条に定められている上記以外の欠格条項に該当する人
- ③ 外国籍の人で永住者又は特別永住者の在留資格を有する人は受験することができます。ただし、採用後の任用については一部制限があります。
- ④ 実務経験とは、常勤勤務者（正規職員又は正規職員と同じ勤務時間の人）として 6 か月以上継続して職務に従事した期間が該当します。

2 申込方法

受付期間	令和 8 年 8 月 12 日（水）から令和 8 年 12 月 21 日（月）まで 【最終日は午後 5 時まで】
申込方法	WEB 申込 (別添「◆WEB 申込方法等について」に従い申込みをしてください。)
提出書類	1 職務経歴等報告書（指定様式を使用してください。） 2 弁護士名簿に登録されていることを証明する書類の写し (所属の弁護士会又は日本弁護士連合会が発行する証明書等) ※1 及び 2 は WEB 申込時、所定フォームにアップロードする形で提出してください。

※受付期間終了後の申込みはいかなる理由があっても認められません。

3 試験内容・試験日時等

※月締め（月末）で随時選考を行います。

区分	試験日時	試験会場	結果通知
書類選考 (エントリーシート)	—	—	申込月翌月 10 日頃
面接試験	合格者に直接通知します 日程は相談に応じます	西尾市役所	試験後 2 週間 を目途に通知

※合否結果についてはメールで送信します。ただし、採用内定者については通知書を郵送します。

4 書類選考（エントリーシート）の設問

WEB 申込時に入力いただく、エントリーシートの設問は以下のとおりです。

設問 1	志望動機を記入してください。（400 字以内）
設問 2	あなたのこれまでの弁護士実務経験から西尾市職員として業務に活かせると考えていることについて記入してください。（500 字以内）

5 勤務条件等

(1) 身分・任期

特定任期付職員としての採用となります。

任期は令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までを予定しています。（採用日は令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 4 月 1 日までの範囲内で応相談）任期の期間は、本人の同意により、5 年を超えない範囲で更新することができます。

(2) 給与等

給与は「西尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき支給されます。また、給与等は人事院勧告等に基づく条例改正により変動する場合があります。

【給与】

区分	給料月額	備考
4号給	665,840円	地域手当を含む

【諸手当】

通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

※住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等は支給されません。

※定期健診など、種々の健康管理制度があります。また、互助会への加入により病気やけがなどに対して、給付や手当金が受けられます。

※弁護士会の会費等は、自己負担となります。

(3) 勤務時間、休日、休暇等

勤務時間	標準的な勤務時間帯/8:30～17:15(休憩時間 12:00～13:00) フレックスタイム制 (標準労働時間 1日あたり 7時間 45分/1週間あたり 38時間 45分 コアタイム 10:00～15:00)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、夏季休暇・忌引休暇などの特別休暇

6 主な職務内容

- (1) 市職員からの法律相談（日常業務・例規等の運用における法的助言・指導）に関する業務
- (2) 政策法務の推進（職員の政策法務能力の向上、人材育成）に関する業務
- (3) 例規審査、法令等の適合性チェックに関する業務
- (4) 各委員会、審査会に関する業務（情報公開・個人情報保護、公平、固定資産評価審査、行政不服審査）
- (5) 紛争、不当要求行為、諸問題等の予防及び解決に関する業務
- (6) 訴訟に関する業務
- (7) その他個別支援業務（危機管理、コンプライアンス、債権管理等）

7 その他

任用期間中は地方公務員法の服務に関する規定が適用となり、営利企業等の従事が制限されますので、現在行っている弁護士としての業務については、停止していただきます。（弁護士会への登録は継続してください。）

【問合先】西尾市役所 人事課 人事担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田 2 2 番地

T E L 0563-65-2152 (直通) E-mail jinji@city.nishio.lg.jp

西尾市公式 HP

西尾市職員採用

検 索



市ホームページ